

外務委員会

外務調査室

I 所管事項の動向

1 ロシア

(1) ロシアによるウクライナ侵略

2022年2月24日、ロシアは「特別軍事作戦」と称して、ウクライナに対する全面的な侵略を開始した。ロシア軍は、首都キーウを含む複数の都市に対してミサイル攻撃を行うとともに、多方面から地上軍を侵攻させた。ロシア軍は一時、キーウの近郊にまで迫ったものの、ウクライナ軍の強硬な抵抗に遭い、4月上旬までにキーウを含むウクライナ北部からは撤退した。その後、ロシア軍は兵力をウクライナの東部及び南部

【ウクライナ及び周辺地図】



(Google Map を基に当室作成)

に集中させ、7月3日にはルハンスク州の制圧を宣言するなど、その支配地域を拡大させていった。他方、欧米諸国からの軍事支援を得たウクライナ軍は、ヘルソン州やハルキウ州の一部をロシア軍から解放するなど、反転攻勢を強めている。戦闘は長期化の様相を呈しており、その終結は見通せない。

この間ロシア軍は、侵略開始直後にチョルノービリ原子力発電所を占拠したほか、3月4日にはザポリッジャ原子力発電所を攻撃、占拠した。8月以降、ザポリッジャ原発への攻撃が相次ぐ中、グロッシー事務局長に率いられた国際原子力機関（IAEA）の調査団が同原発に派遣され、9月1日から現地調査を行った。現地調査等を踏まえ、IAEAが同月6日に公表した報告書では、同原発の状況に対する深い懸念が表明された。その上で、原子力事故を防止するために早急に安全保護区域を設置する必要があると指摘した。

また、9月23日から27日にかけて、ウクライナ東部及び南部の4州において、ロシア編入に向けた「住民投票」が行われた。同投票の結果を受けて、ロシアは一方的に併合手続を進めるものと見られる。なおG7は、同月23日に首脳声明を発出し、同投票は「偽りの住民投票」であり、何らの法的効果も正統性も認められないとの姿勢を鮮明にしている。

(2) 国際社会の動きと我が国の対応

2月24日、ロシアによるウクライナへの侵略の開始を受け、同日G7首脳テレビ会議が開催された。会議後に発出したロシア軍によるウクライナ侵攻に関するG7首脳声明では、ロシアによる軍事的侵略を非難し、ウクライナの主権及び領土の一体性へのコミットメントを確認した。さらに、G7が一体となって経済・金融制裁を実施することなどを表明した。会議において岸田総理は、ロシアによる軍事行動について、ウクライナの主権及び領

土一体性の侵害であり、力による一方的な現状変更を認めないとの国際秩序の根幹を揺るがすものであると述べ、ロシアを強く非難した。

また、G 7は4月7日に発出したG 7首脳声明で、ロシアからの石炭輸入の段階的縮小や禁止を確認し、また、5月8日のG 7首脳テレビ会議後に発出した首脳声明では、石油輸入の段階的縮小や禁止を確認した。これを受けて、岸田総理は、我が国としてもロシアからの石炭及び石油の輸入を禁止する旨表明したが、その具体的時期については明言しなかった。

6月26日から28日にかけてドイツにおいて開催されたG 7エルマウ・サミットには、ウクライナのゼレンスキー大統領もオンラインで参加した。会議後に発出したG 7首脳コミニケ及びウクライナ支援に関するG 7首脳声明では、ロシア産の金の輸入禁止を始めとした制裁の更なる強化やウクライナに対する支援の継続を表明した¹。

9月20日、国連総会において一般討論演説を行った岸田総理は、「ロシアのウクライナ侵略は、国連憲章の理念と原則を踏みにじる行為」と改めてロシアを批判した。その上で、「安保理常任理事国であるロシアによるウクライナ侵略により、国連の信頼性が危機に陥っている」と述べ、安保理改革に向けて「文言ベースの交渉を開始する時」とであると主張した。

(3) 日露関係

ロシアによるウクライナ侵略を受けて我が国は、3月1日にプーチン大統領を含むロシア政府関係者及びロシア中央銀行等を資産凍結の対象に追加した。その後も、G 7諸国と足並みをそろえ、累次にわたり資産凍結や輸出入禁止の対象を拡大するなど、ロシアに対する制裁を維持・強化している²。

これに対してロシアは、3月7日、我が国を米国やEU加盟諸国等と共に、「非友好国」に指定した。さらに同月21日には、我が国との平和条約交渉を継続する意思がないことを表明するとともに、北方領土をめぐる「ビザなし交流」と「自由訪問」の中止、共同経済活動に関する協議からの撤退を発表した³。翌22日の記者会見において岸田総理は、このようなロシアの措置は「極めて不当」なものであり、「断じて受け入れることができず」、ロシア側に「強く抗議」する旨を明らかにした。その上で、「領土問題を解決して平和条約を締結するという対露外交の基本方針は不変である」とし、「平和条約締結交渉などについて、この時点で何か申し上げるような状況にはない」との認識を示した。

なお、我が国は2022年版の外交青書において、「北方領土は日本が主権を有する島々であり、日本固有の領土であるが、現在ロシアに不法占拠されている」（傍点は当室による。）と

¹ ロシアによる侵略を踏まえ、我が国はウクライナに対して、人道支援、財政支援、自衛隊の装備品等の提供、物資輸送支援を含む広範な支援を実施している。

² なお、衆議院では、2月8日の本会議において、「ウクライナを巡る憂慮すべき状況の改善を求める決議案」が可決された。さらに、侵略後の3月1日の本会議では、「ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議案」が可決された。

³ ロシアは、9月3日付の政令において、「ビザなし交流」と「自由訪問」に関する合意の効力を停止した。

明記した⁴。外交青書において「固有の領土」という表現が使用されたのは2011年以来であり、「不法占拠」という表現が使用されたのは2003年以来である。これに対してロシアは、「四島全てがロシアの不可分の領土である」（大統領報道官）と主張するなど、反発している。

さらにロシアは6月7日に、我が国がサハリン州との協力事業に関する援助金の支払いを凍結したとして、北方四島周辺海域での我が国漁船の操業について定めた北方四島周辺水域操業枠組協定の履行を停止することを発表した。これに対して、同月14日、林外務大臣は、サハリン州との協力事業は同協定の枠外のものであると述べ、ロシアが一方向的に協定の履行停止を発表したことに対して遺憾の意を表明した。その上で、引き続き、同協定の下で操業が行われるように、ロシア側と協議していく意向を示した⁵。

また、プーチン大統領は、6月30日、我が国の液化天然ガス（LNG）輸入量の約9%を供給するロシアの石油・天然ガス開発事業「サハリン2」の運営会社⁶の資産をロシアが新たに設立する会社に譲渡することを定めた大統領令に署名した。「サハリン2」について岸田総理は、7月14日の記者会見において、我が国の電力やガスの安定供給の観点からも重要なプロジェクトであるとし、引き続き日本の企業の権益を守り、LNGの安定供給が確保できるよう官民で一体となって対応したい旨表明した。これを受けて、三井物産と三菱商事は、ロシア政府に対して、新会社への参画に同意する旨の申請を行い、ロシア政府は両社の参画を認める決定を下した。これにより、我が国は「サハリン2」の権益の維持に向けて前進したと考えられるものの、その先行きは不透明である。

2 米国

(1) 中間選挙

今回の中間選挙（2022年11月8日実施予定）では、上院（100議席）の約3分の1の議席に相当する34議席⁷及び下院（435議席）のすべての議席が改選される。選挙の主な争点としては、ウクライナ情勢を受けたエネルギー・穀物価格の上昇等に伴う物価高騰や、人工妊娠中絶の是非⁸、銃規制の在り方に関する問題などが挙げられている。中間選挙の結果は、バイデン大統領の任期後半における政権運営に影響を与えることから、その動向が注目される。

⁴ 2021年版の外交青書では、北方領土について、「我が国が主権を有する島々」とのみ記されており、「固有の領土」や「不法占拠」という表現はない。

⁵ 9月16日の記者会見において松野官房長官は、サハリン州との協力事業の実施が間接的に北方四島周辺水域操業枠組協定に基づく我が国漁船の操業に資するという面があるとの認識を示し、一日も早く同協定の下での操業が開始できるよう政府としても全力を尽くしていく旨表明した。

⁶ 運営会社サハリンエナジーには、ロシアのガスプロム（50%+1株、以下括弧内は出資比率）、英国のシェル（27.5%+1株）のほか、我が国の三井物産（12.5%）、三菱商事（10%）が出資している。

⁷ このほか、任期途中で引退を表明したオクラホマ州選出上院議員の補欠選挙が予定されている。

⁸ 人工妊娠中絶の是非はかねてより米国の政治・社会を二分するテーマである。2022年6月、米最高裁はそれまで「人工妊娠中絶は憲法上の権利」としていた判例を覆し、憲法上の権利を与えていないとする判断を下したことから議論を呼んでいる。

(2) 日米豪印（いわゆる「クアッド」）

クアッドは「自由で開かれたインド太平洋」の実現のため、幅広い分野で実践的な協力を進める場であるとされており⁹、米国はインド太平洋地域における様々な課題解決の枠組みとしてクアッドを重視している¹⁰。

2022年5月のバイデン大統領訪日時に開催した首脳会合では、ウクライナ情勢等を念頭に、力による一方的な現状変更をいかなる地域においても、とりわけインド太平洋地域で許してはならないことを確認したほか、インド太平洋地域諸国が新型コロナ、気候変動、インフラといった様々な喫緊の課題に直面する中で、地域をより強靱なものとするのが重要との認識で一致した。

クアッドについては、中国やロシアへの対抗姿勢を打ち出す日米豪3か国と、ロシアとの友好関係を保ち続け、中国との国境問題も抱えるインドとは立場が異なるとの指摘がある¹¹。この点について岸田総理は、各国の歴史的な経緯や地理的状况に鑑みて、同志国の間でも立場が完全に一致しないこともあることは当然のことだと述べた上で、立場の違いがあっても、ウクライナ情勢を念頭に、4か国の首脳間で法の支配や主権・領土の一体性等の諸原則の重要性を再確認することができ、力による一方的な現状変更をいかなる地域においても許してはならないとの認識でも一致することができた旨発言した¹²。

(3) インド太平洋経済枠組み（IPEF）

2022年5月、訪日したバイデン大統領はIPEFの立ち上げを発表し、日米を含む13か国による首脳級会合が行われた¹³。発出された共同声明では、IPEFを立ち上げた目的について、参加国の「経済の強靱性、持続可能性、包摂性、経済成長、公平性、競争力を高めること」であると述べ、貿易、サプライチェーン、クリーンエネルギー・脱炭素化・インフラ、税・腐敗防止の4つの分野で議論を開始する旨記された。その後、9月に閣僚会合が開催され、4つの分野¹⁴で正式に交渉入りすることで合意した¹⁵。

⁹ 日米豪印首脳会合（2022.5.24）の終了後に行われた議長国記者会見における岸田総理発言

¹⁰ バイデン政権のインド太平洋地域に対する政策の指針として公表された「インド太平洋戦略」（2022年2月公表）では、クアッドを地域における最高位のグループとして強化していくことを明らかにしている。

¹¹ 首脳会合で発出された共同声明でロシアや中国を名指しで非難する文言が盛り込まれなかったのはインドに配慮したためとみられている（『毎日新聞』（2022.5.25））。

¹² 日米豪印首脳会合後の記者会見（前掲注9参照）における岸田総理発言

¹³ IPEFは2021年秋、バイデン大統領が東アジアサミット及びアジア太平洋経済協力（APEC）首脳会合で提唱した米国主導の経済圏構想であり、分野ごとに参加が可能な柔軟な枠組みである。首脳級会合後にフィジーが加わり、2022年9月現在での参加国は14か国（日本、米国、豪州、ブルネイ、フィジー、インド、インドネシア、マレーシア、ニュージーランド、フィリピン、韓国、シンガポール、タイ、ベトナム）となっている。参加14か国のGDPを合計すると世界全体の約4割に相当する経済規模となる。台湾も参加に関心を示していたが、同年5月22日、サリバン大統領補佐官は、台湾との経済関係強化は、一義的には米台間で進めていく旨述べ、発足時に台湾は参加しないことを明らかにした（『毎日新聞』（2022.5.23））。なお、同年6月、米国と台湾は両者間の新たな貿易協定の枠組みの立ち上げを発表し、8月には11分野で交渉を開始することで合意した。

¹⁴ この時点における4つの分野は、「貿易」「サプライチェーン」「クリーン経済」「公正な経済」となっている。

¹⁵ ただし、インドは貿易分野について「得られる利益を確認しないといけない」として参加を見送った（『読売新聞』（2022.9.11））。

IPEFでは関税撤廃・引下げは交渉の対象外とされており¹⁶、米国市場への参入機会が得られないIPEFに東南アジアの新興国が参加する効果を疑問視する見解がある¹⁷。このため、参加国がIPEFへの参加の意義を感じるような具体的な経済効果を示せるかが課題となると指摘されている¹⁸。

(4) 日米関係

2022年5月のバイデン大統領訪日時に行われた日米首脳会談では、ロシアのウクライナ侵略を厳しく非難し、中国の東シナ海・南シナ海における力を背景とした現状変更の試みに強く反対することで一致した。また、両首脳は、地域の安全保障環境が一層厳しさを増す中、日米同盟の抑止力、対処力を早急に強化する必要があることを再確認した上で、岸田総理から、我が国の防衛力を抜本的に強化し、その裏付けとなる防衛費の相当な増額を確保する決意を表明し、バイデン大統領からも強い支持が示された。

厳しい我が国の財政事情の下、防衛力強化の裏付けとなる防衛費の規模とその財源確保策、費用対効果の妥当性などが課題になると思われる。

また、同年1月の日米首脳テレビ会談において、経済安全保障上の協力等に関する日米両国の閣僚級協議の場として創設が合意された日米経済政策協議委員会（いわゆる経済版「2+2」）が7月に初めて開催され、我が国からは林外務大臣と萩生田経済産業大臣が出席した。同会合では、両国が自由主義のルールに基づく経済秩序の形成を主導していくことを確認したほか、先端技術の共同開発や半導体などの重要物資の供給網強化などで協力することで合意した。

(5) 日米貿易協定改正議定書の署名

日米貿易協定は、日米間における農産品及び工業品を対象とする物品の貿易を促進するための法的枠組みを定める協定として2020年1月に発効した。同協定には、米国産牛肉の輸入について、その数量が同協定に定められた基準数量を超えた場合には、一定の水準まで輸入税率を引き上げる措置（セーフガード）が盛り込まれている。

2021年3月、米国産牛肉の輸入に対し、同協定に基づくセーフガードが発動されたことを受け¹⁹、同協定に関連して作成された日米二国間の交換公文に基づき、同月からこのセーフガードの適用条件を修正するための協議が開始された。その結果、2022年3月、修正に

¹⁶ 米国内では雇用への悪影響を及ぼすとの懸念から、自由貿易への抵抗感を示す声があるとされ、こうした事情から環太平洋パートナーシップ（TPP）協定への米国の復帰も困難になっている（『毎日新聞』（2022.5.24））。また、IPEFはアジア太平洋地域で影響力を強める中国への対抗から、TPP復帰に慎重なバイデン政権が代替策として構想したものとの指摘がある（『読売新聞』（2022.5.24）等）。

¹⁷ 『毎日新聞』（2022.5.24）

¹⁸ 『日本経済新聞』（2022.9.11）。なお、米国商務省は9月、グーグルやアップルなどの協力を得て、IPEFに参加する新興国の女性を主な対象に、デジタル技術習得のための研修を実施すると発表した。これについてレモンド米商務長官は、IPEF参加国に対して具体的な利益をもたらすものである旨述べている（『毎日新聞』（2022.9.11））。

¹⁹ 2020年4月から2021年3月上旬までの間における日米貿易協定の税率の適用を受けた牛肉の輸入数量が同協定に定められた2020年度の輸入基準数量を超過した。

ついて実質合意に至ったことから、同年6月、日米貿易協定改正議定書の署名が行われた。同改正議定書は、今国会に提出される予定である。

3 中国

(1) 中国共産党第20回全国代表大会

習近平党総書記（国家主席）は、2期10年ごとにトップが交代してきた江沢民総書記以来の慣例を破り、2022年10月16日から開催される第20回全国代表大会（党大会）を経て3期目の総書記に選出されることが確実視されている。また、習政権は2018年に憲法改正し「2期10年まで」とする国家主席の任期を撤廃していることから、3期目に選出された習総書記が来年春に開催される全国人民代表大会（全人代）で引き続き国家主席に選出されるとみられている。習総書記（国家主席）が続投する場合、内政面では厳しい行動制限で感染を封じ込める「ゼロコロナ政策」、外交面では近年の「戦狼」と呼ばれる強硬的な対外姿勢の行方が焦点となると指摘されている²⁰。このうち後者の対外姿勢について、習総書記は7月26日及び27日に開かれた党内重要会議において、「世界唯一のモデルというものはなく、国際標準もない」「閉ざされ硬直した古い道や旗印を変えた邪道は歩まない」などと述べ、欧米主導の国際秩序に挑戦する姿勢を示唆したことが報じられている²¹。

(2) 中台情勢

中台関係は、8月に米大統領の継承順位2位の要職にあるナンシー・ペロシ下院議長の訪台を契機に緊張が高まっている。ペロシ議長は8月2日に台湾に入り、3日に蔡英文総統と会談した。これに対し、中国外務省は2日に発出した声明で「中国の主権と領土保全を侵害した」とし、米側に強く抗議したことを明らかにした。また、中国税関総署は事実上の経済制裁として、3日までに台湾産のかんきつ類果物や魚などの一時輸入停止を決定したほか、菓子類などを製造する加工食品会社100社以上の製品も輸入停止した。さらに、中国軍は4日から台湾を封鎖する形で演習場所を設定し台湾周辺海域で重要軍事演習を開始し弾道ミサイル発射などの訓練を行った。演習地域は、中台間の偶発的衝突を避けるための事実上の境界線とみなされてきた台湾海峡の中間線を越えて設定され、中国の軍用機だけでなく、艦艇も中間線を越えて演習が実施された。演習は当初7日までの予定を10日まで継続し終了した。しかし、中国軍は10日の演習終了後も訓練を続け、台湾海峡方面のパトロールを「常態」的に行うと強調したことから、今後緊張が高まり偶発的な衝突に発展しないか懸念される²²。

²⁰ 『産経新聞』（2022.6.21）及び『東京新聞』（2022.7.29）

²¹ 『東京新聞』（2022.7.29）

²² ペロシ米下院議長訪台後から9月2日までの間に、中間線を越えた中国軍機の機数は310機にのぼり、台湾が実効支配し中国に近接する離島の金門島と馬祖島の周辺へのドローンの侵入は約1か月間で計14日間、少なくとも計31機が確認され、9月1日には台湾軍が1機撃墜している（『日本経済新聞』（2022.9.5））。

(3) 日中関係

9月29日、日本と中国は、1972年9月に日中共同声明を発出し国交正常化してから50周年を迎えた。我が国にとって中国は最大の貿易相手国であり、建設的かつ安定的な関係を構築していくことが望まれている。しかしながら、日中間には、尖閣諸島をめぐる情勢や東シナ海における一方的な現状変更の試み、中露艦艇による我が国周辺海域での活動の活発化など様々な懸念が存在する。2021年10月に行われた日中首脳電話会談において、岸田総理は「日中国交正常化50周年である2022年を契機に」「建設的かつ安定的な関係を共に築いていかなければならない」と述べ、習総書記からは賛意を示されるとともに日中関係を発展させていくことへの意欲が示された。2022年8月4日に予定されていた日中外相会談は、ペロシ米下院議長の訪台をめぐり中止されたが、9月2日の記者会見において、日中の意思疎通の必要性を問われた林外務大臣は、建設的で安定的な日中関係を双方の努力で構築していくため、「しっかり意思疎通することが重要であり」「我が国は、中国側の対応について常にオープン」であるとした上で、日中首脳会談や日中外相会談について、「現時点で決まってはございませんけれども、様々なレベルでの対話が重要である」と実現に向け意欲を示しており、今後の動向が注目される。

4 朝鮮半島

(1) 韓国（尹新政権の対日姿勢、「元徴用工」問題をめぐる動き）

2022年5月に就任した尹錫悦（ユン・ソンニョル）新大統領は、日米韓の安全保障協力を重視しており、文政権下で悪化した日韓関係の改善に前向きな姿勢を示している。8月の光復節（日本の植民地支配からの解放を記念する祝日）の演説では、日本を「世界市民の自由を脅かす問題に立ち向かい、ともに力を合わせなければならない隣国」と位置付け、「両国の未来と時代的使命に向かって進むとき、歴史問題も解決され得る」とし、1998年の「日韓共同宣言²³を承継し、日韓関係を速やかに回復、発展させる」と述べた。しかし、旧朝鮮半島出身労働者（「元徴用工」）問題や慰安婦問題等、両国間の懸案に対する具体的な解決策は示していない。我が国政府は、尹政権に対し、「1965年の国交正常化以来築いてきた日韓の友好協力関係の基盤に基づき日韓関係を発展させていく必要があり、そのためには旧朝鮮半島出身労働者問題を始めとする日韓間の懸案の解決が必要である」との考えを伝えている²⁴。

「元徴用工」問題をめぐっては、2018年に韓国大法院（最高裁）が日本企業2社に損害賠償等の支払いを命じる判決を確定させた後、原告側の申請に基づき日本企業の資産の差押及び現金化に向けた手続が進められている。最も先行しているものは、日本企業が差し

²³ 小淵総理と金大中大統領との間で署名された宣言で、両国が20世紀の日韓関係を締めくくり、真の相互理解と協力に基づく21世紀に向けた新たなパートナーシップを共通の目標として構築し、発展させていくことを宣言した文書。小淵総理が「我が国が過去の一時期韓国国民に対し植民地支配により多大の損害と苦痛を与えたという歴史的事実を謙虚に受けとめ、これに対し、痛切な反省と心からのお詫びを述べた」と記載されている。

²⁴ 外務省ウェブサイト「林芳正外務大臣による尹錫悦韓国大統領への表敬」（令4.5.10）、同「日韓外相会談及びワーキングディナー」（令4.7.18）

押えられた資産に対する地裁の売却命令を不服として行った再抗告について大法院の審理が行われている。再抗告が棄却され、売却命令が確定した場合、鑑定、競売などの手続に移ると見られている。我が国政府は、日韓間の財産・請求権の問題は、1965年の日韓請求権協定によって完全かつ最終的に解決済みであるとの立場であり、韓国側に対し、仮に日本企業の差押財産の現金化に至ることになれば日韓関係にとって深刻な状況を招くので、避けなければならないとして、日本側にとって受け入れ可能な解決策を早期に示すよう求めている²⁵。

韓国政府は、7月上旬、問題の解決策を検討するため有識者や原告側の代理人が参加する官民協議会を立ち上げた。協議会は非公開で9月までに全4回開催して終了したが、一部の原告は日本企業の賠償と謝罪を求めて当初から協議会への参加を拒否し、また、当初参加していた原告側も、7月下旬に韓国政府が大法院に対し外交努力が継続していることなどを説明する意見書を提出したことに反発して、3回目以降は不参加に転じた。協議会では、賠償金を韓国政府が代位弁済する案や、新たな基金や既存の財団を通じ日韓の企業などの拠出により原告に補償金を支払う案などが議論され、韓国政府が代位弁済する案は適切でないとの意見が大勢を占めたと報じられている²⁶。

今後、韓国政府が協議会での議論を踏まえて解決策を取りまとめ、原告側や日本政府に提示すると見られている。韓国政府は、日本企業の資産が現金化される前に望ましい解決策を出せるよう努力する旨発言する一方、日本側の歩み寄りを求める立場も示唆しており、原告側、日本政府、双方が受け入れ可能な解決策を示せるかは不透明である。

(2) 北朝鮮（核・ミサイル開発、拉致問題）

北朝鮮は、過去6回の核実験に加え、近年、弾道ミサイルの発射を繰り返し、大量破壊兵器や弾道ミサイル開発の推進及び運用能力の向上を図っている。北朝鮮による核開発の背景について、令和4年版防衛白書は、「北朝鮮の究極的な目標は体制の維持にあると指摘される。米韓に対する通常戦力の著しい質的格差もさることながら、北朝鮮は核兵器を含む米国の脅威に対抗して体制を維持するため、独自の核抑止力が必要と認識して核開発を推進しているものと考えられる」としている。

北朝鮮は、2022年に入ってから、極めて高い頻度でミサイルの発射を繰り返しており、2月には2018年に自ら停止を表明した大陸間弾道ミサイル（ICBM²⁷）級弾道ミサイルの発射を再開し、3月にも発射した。これに対し、国連安全保障理事会は一致した対応を示せていない²⁸。同月、米国が北朝鮮に対する制裁を強化する決議案を提案する意向を示したのに対し、中国とロシアは反対する姿勢を示した。その後5月に制裁を強化する決議案の採決が行われたが、中国とロシアが拒否権を行使し、決議案は否決された。

²⁵ 第205回国会参議院会議録第4号16頁（令3.10.13）岸田内閣総理大臣答弁

²⁶ 『読売新聞』（2022.9.6）及び『日本経済新聞』（2022.9.7）

²⁷ ICBMは、射程約5,500km以上の弾道ミサイル。射程5,500kmは、平壤から米国アラスカ州に達する距離。

²⁸ 直近の対北朝鮮制裁にかかる国連安保理決議は、2017年12月22日の決議第2397号である。

北朝鮮は、9月の最高人民会議で、核の使用条件を緩和する法令を採択し、金正恩国務委員長は演説で、「核保有国としての我が国の地位は不可逆的になった」「絶対に核を放棄できない」と述べたと報じられている。米国などが求める非核化交渉に応じない考えも示しており、北朝鮮の核開発の抑止は一層難しくなっている。北朝鮮が核実験の準備をしているとの見方もあり、関係国は、北朝鮮による7回目の核実験実施に警戒を強めている。

拉致問題については、北朝鮮が初めて日本人の拉致を認めた2002年9月の第1回日朝首脳会談から20年が経過した。会談の翌月には5人の拉致被害者が帰国したが、その後、新たな拉致被害者の帰国は実現していない。北朝鮮は、2014年に拉致被害者を含む全ての日本人に関する包括的かつ全面的な調査の実施を約束した(ストックホルム合意)ものの、2016年の北朝鮮による核実験及び「人工衛星」と称する弾道ミサイル発射に対し、我が国が独自の北朝鮮制裁実施を発表したことを受け、調査の全面的中止を一方向的に宣言した。以降、拉致問題に大きな動きはなく、北朝鮮は「拉致問題は解決済み」とするストックホルム合意前と同じ立場に戻っている。岸田総理は、拉致問題を内閣の最重要課題と位置付け、自身が条件を付けずに金国務委員長と直接向き合う決意を表明しているが、具体的な動きは見えていない。拉致被害者家族の高齢化が進む中、目に見える成果が求められている。

5 大洋州

(1) 豪州(新政権の外交政策、日豪円滑化協定の署名)

2022年5月、下院総選挙の結果、野党・労働党が第一党となり、9年ぶりに与党・保守連合(自由党・国民党)から労働党への政権交代が行われた。保守連合により2018年に発足したモリソン政権は、新型コロナウイルスの発生源の独立調査を求めたほか、香港国家安全維持法の施行を批判するなど対中強硬姿勢をとり中国との関係悪化を招いた。これに対し労働党は、2007年から2013年まで政権を担った際には、鉱物資源の主要な輸出先となった中国を重視して関係強化を進めた経緯があり、労働党が政権についた場合には豪州の対中強硬姿勢が変化する可能性も指摘されていた²⁹。しかし、2022年の下院総選挙では保守連合と同様に対中強硬姿勢をとると主張し、選挙結果を受けて首相に就任したアルバニー労働党党首は、就任直後にも我が国で開催された日米豪印(いわゆる「クアッド」)の首脳会合に出席して前政権が重視したクアッドへの関与を継続する方針を強調した。

日豪間では、2007年に安倍総理とハワード首相が、我が国にとって米国以外との間では初めてとなる安全保障協力に関する共同宣言(日豪安全保障共同宣言)に署名して以降、安全保障面での協力を深めてきた。2013年には日・豪物品役務相互提供協定(ACSA)を締結し³⁰、2021年には自衛隊が豪軍に対し自衛隊法第95条の2に基づく「武器等防護」を実施した。

2022年1月には、岸田総理とモリソン首相がテレビ会議形式で会談を行い、日豪の一方

²⁹ 『産経新聞』(2022.2.11)

³⁰ その後、2015年に我が国で平和安全法制が成立したことを踏まえ、日豪両政府が同協定の見直しを行うことで一致し、2017年には新たな日豪ACSAを締結した。

の国の部隊が他方の国を訪問して協力活動を行う際の手続及び同部隊の地位等を定める「日豪円滑化協定」に署名した。同年5月には、東京において岸田総理が同月就任したばかりのアルバニージー首相と会談を行い、日豪円滑化協定の早期発効に向けて取り組むとともに、2007年の日豪安全保障共同宣言の改定に向けて調整を進めていくことを確認した。同会談では、アルバニージー首相が岸田総理に年内の訪豪を求めたとされる³¹。

(2) 太平洋島嶼国^{しよ}

中国は、2000年ごろから太平洋島嶼国に対し、道路建設の借款を提供するなどして影響力を広げてきた。2019年にはソロモン諸島とキリバスが台湾と断交して中国と国交を結び、2021年には中国・太平洋島嶼国外相会合をオンライン形式で初めて開催した。2022年4月には、中国はソロモン諸島と安全保障協力協定を締結したと発表した。協定の内容は公表されていないが、中国軍の派遣や艦船の寄港を認める内容を含むと見られ、同協定により中国がソロモン諸島を拠点に軍事活動範囲を広げることが懸念されている。同年5月には、中国が太平洋島嶼国10か国との間で第2回中国・太平洋島嶼国外相会合をフィジーで開催し、一部の国の反対で合意には至らなかったものの、中国が安全保障面での協力強化を含む協定案を示したとされる。中国は、中長期的に影響力を強めることを狙い、今後も各国への働き掛けを続けるとの見方もある³²。

これに対し、我が国政府は、同年4月、上杉外務大臣政務官をソロモン諸島に派遣し、中国との間の安全保障協力協定についての懸念を伝えたほか、同年5月には林外務大臣がフィジー及びパラオを訪問し、同協定について、この地域の安全保障環境に大きな影響を及ぼし得る問題であるとの認識を両国と共有した³³。

同年6月には、日米英豪及びニュージーランドの5か国が「ブルーパシフィックにおけるパートナー (Partners in the Blue Pacific: PBP)」³⁴を設立した。同年9月には、PBPの初めてとなる外相会合がニューヨークで開催され、オブザーバーとしてフランスやドイツ、韓国、カナダ、インドなどの代表も参加した。このうちドイツとカナダは会合で、PBPに加わる意向を表明した。同会合では、参加国が気候変動や海洋保護、資源開発などの分野で対話を進めていくことで合意した。PBPには、地域での影響力拡大を図る中国に多国間で対抗する狙いがあると見られている³⁵。

³¹ 『朝日新聞』(2022.5.28)

³² 『毎日新聞』(2022.6.2)

³³ 第208回国会衆議院外務委員会議録第12号19頁(令4.5.11)林外務大臣答弁

³⁴ 外務省によれば、PBPは「太平洋島嶼国への支援を効果的かつ効率的に行うために各国のアプローチを調整するイニシアティブ」であるとされる(外務省ウェブサイト「太平洋島嶼国との協力に関する『ブルーパシフィックにおけるパートナー (Partners in the Blue Pacific)』高級実務者会合(結果)」)。

³⁵ 『毎日新聞』(2022.6.18)

6 NPT運用検討会議の開催等

(1) 第10回NPT運用検討会議の開催

国際的な核軍縮・不拡散体制の礎石である核兵器不拡散条約（NPT）の第10回運用検討会議が、2022年8月1日から26日まで開催された³⁶。

同運用検討会議には、岸田総理が我が国の首相として初めて出席し8月1日に一般討論演説を行った。22日には議長が最終文書案をまとめ各国に配付したが、最終日の26日にロシアの反対によりコンセンサス（全会一致）が成立せず、採決に至らなかった。ロシアは同国が現在占拠しているウクライナのザポリヰジャ原子力発電所の管理など5つの項目に政治的な要素があると主張した。

中東非大量破壊兵器地帯の設置構想をめぐる加盟国間の対立により最終文書を採択できなかった前回の運用検討会議に続き、2回連続で最終文書が採択されなかったことにより、NPT体制の信頼性が低下し、核軍縮の機運がしばむことが危惧される。

岸田総理は上記演説において、「核兵器のない世界」に向けて、核兵器不使用の継続の重要性の共有など5つの行動計画から成る「ヒロシマ・アクション・プラン」に取り組んでいくべきことを訴え、2022年9月の国連総会の際の未発効である包括的核実験禁止条約（CTBT）フレンズ会合の首脳級の開催³⁷、「核兵器のない世界」に向けた国際的な機運を高めるための各国の政治リーダーの関与を得た「国際賢人会議」第1回会合の同年11月の広島での開催を発表した。また、2023年5月に広島で開催されるG7サミットにおいて、核兵器の惨禍を2度と起こさないとの力強いコミットメントを世界に示したいと表明した。

核軍縮の進展に向けた岸田総理のリーダーシップが期待されている。

(2) 第1回核兵器禁止条約締約国会議の開催

NPT体制下における核軍縮の取組の停滞への非核兵器国の不満が高まるなどした結果、核兵器禁止条約が2017年7月に国連で採択され、2021年1月に発効した。核兵器国や米国の「核の傘」の下にある国（日本、韓国、NATO加盟国等）で署名した国はない。

同条約の第1回締約国会議が、2022年6月21日から23日まで開催され³⁸、核廃絶への決意を示す政治宣言及び締約国の方針を記した50項目の行動計画が採択された。締約国会議には、非締約国及び関連機関等がオブザーバーとして出席するよう招請されることとなっているが、我が国政府はオブザーバー参加しなかった。

岸田総理は不参加の理由において、将来、同条約に核兵器国を結びつけることができるような世界を実現するために現実的な取組を進めるところから始めていく旨を述べており、

³⁶ NPTには、5年ごとに条約の運用を検討するための会議（NPT運用検討会議）を開催することが規定されており、当初は、前回開催の2015年4月から5年後の2020年4月に開催予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により延期が続いていた。

³⁷ 包括的核実験禁止条約（CTBT）フレンズ（我が国を含むCTBT発効促進の機運を維持・強化する観点から立ち上げられたグループ）首脳級会合は9月21日に開催され、CTBTの早期発効の重要性を強調することなどを盛り込んだ共同声明が採択された。

³⁸ 核兵器禁止条約には、発効から1年以内に締約国会議を招集することが規定されており（更なる会議は2年ごと）、第1回締約国会議が2022年1月に開催される予定だったが、新型コロナウイルス感染症の影響により延期されていた。

こうした点からも岸田総理のNPT体制における核軍縮の取組を注視する必要がある。

7 人権

人権の保護・促進は、国際社会の平和と安定の礎である。国連憲章第1条は、人権及び基本的自由の尊重を国連の目的の1つとして掲げており、国連は設立以来、1948年の世界人権宣言や各種人権条約の採択など、世界の人権問題への対処や人権の保護・促進に取り組んでいる。我が国は、普遍的な価値である人権の擁護を、達成方法や政治体制の違いにかかわらず、全ての国の基本的な責務であるとし、また、法の支配の確立を重視するとしており、特に、拉致問題を含む北朝鮮人権状況等の重大な人権侵害については懸念を表明するとともに、国際社会と協力し、適切な対応が図られるよう取り組んでいる。

中国の新疆ウイグル自治区における人権状況について、2022年8月31日、国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）は、同自治区において「深刻な人権侵害が行われている」とする報告書を発表した。我が国は、中国の人権状況について、2021年10月の日中首脳電話会談において習近平国家主席に対し直接提起したほか、2022年5月の日中外相テレビ会談において深刻な懸念を表明している。

2022年2月1日には、衆議院本会議で、「新疆ウイグル等における深刻な人権状況に対する決議」が採択された。この中で本院は、新疆ウイグル、チベット、南モンゴル、香港等における深刻な人権状況への懸念を指摘したほか、我が国政府に対し、全容把握のための情報収集や救済に向けた施策の実施を求めた。

近年、欧米では、人権侵害行為の阻止・抑止の観点から、外国で人権侵害行為に関与した者に対して資産凍結や入国禁止といった制裁措置を科すための法律を制定し、制裁を科す動きが広がっている。現在、G7の中でこうした法律がないのは我が国だけとなっており、法整備の必要性が指摘されている。なお、第208回国会の2022年6月10日、国際人権規約等の国際人権法に定められた著しい人権侵害行為であって、当該国では改善状況が見込まれないと認められるもの（特定人権侵害行為）への対処に関し、我が国政府による必要な措置の実施等について定める「特定人権侵害行為への対処に関する法律案」が議員立法により衆議院に提出され、本委員会において継続審査となっている。

8 第8回アフリカ開発会議（TICAD8）

現在約14億人の人口を擁するアフリカは³⁹、2050年には24億人を超えて世界の4分の1を占めるとされ⁴⁰、高い潜在性と豊富な天然資源により国際社会の関心を集めている⁴¹。中でも中国はアフリカにとって最大の貿易相手国であるばかりでなく⁴²、400億ドルの資金協力を表明するなど⁴³、アフリカにおいて存在感を増している。

³⁹ UN「World Population Prospects 2022」

⁴⁰ 「表1-12 世界の主要地域別人口：1950～2100年」（国立社会保障・人口問題研究所『人口統計資料集』（2022））

⁴¹ 外務省『外交青書2022』138頁

⁴² 経済産業省『通商白書2020』139頁

⁴³ 400億ドルの資金協力は、2021年にセネガル・ダカールにおいて開催された「中国・アフリカ協力フォーラ

2022年8月27日及び28日、第8回アフリカ開発会議（T I C A D 8）がチュニス（チュニジア）で開催された。T I C A Dはアフリカの開発をテーマとした国際会議で、1993年以降、我が国政府が主導し、国連、国連開発計画（UNDP）、世界銀行及びアフリカ連合委員会（AUC）⁴⁴と共同で開催している。8回目となる今回は、アフリカ48か国（首脳級20名）が参加した。我が国からは岸田総理がオンラインで、林外務大臣が総理特使として対面で参加した。

27日の開会式において岸田総理は、我が国はアフリカと「共に成長するパートナー」として、「人への投資」、「成長の質」を重視し、今後3年間で官民総額300億ドル規模の資金を投入し、グリーン投資⁴⁵や保健・公衆衛生、人材育成などの取組を行うことを表明した。また、28日には成果文書「チュニス宣言」が採択され閉幕した（下図参照）。

【T I C A D 8チュニス宣言（概要）】

●総論		
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 「人への投資」が一層重要 ▶ <u>主権と領土の一体性の尊重の原則</u>の下で協働、国際法に従って<u>紛争の平和的解決</u>を追求すべきことを強調 ▶ <u>自由で開かれたインド太平洋（FOIP）</u>のビジョンに好意的に留意 		
●3つの柱		
①経済	持続可能な経済成長と発展のための構造転換の実現	<ul style="list-style-type: none"> ▶ <u>スタートアップ</u>（※1）中心の社会課題解決型ビジネスの支援 ▶ <u>アフリカ・グリーン成長イニシアティブ</u>（※2）の推進 ▶ <u>国際ルール・スタンダードを遵守した健全な開発金融</u>⁴⁶
②社会	強靱かつ持続可能な社会の実現	<ul style="list-style-type: none"> ▶ <u>UHC</u>（※3）実現に向け保健分野での取組促進
③平和と安定	持続可能な平和と安定の実現	<ul style="list-style-type: none"> ▶ <u>核兵器のない世界の実現に向けたコミットメント</u>を再確認 ▶ アフリカの食糧不安を生み出した<u>ウクライナ</u>情勢に深刻な懸念を表明 ▶ <u>安保理改革加速のための協力</u>を確認

※1 スタートアップ：起業、新興企業。

※2 アフリカ・グリーン成長イニシアティブ：気候変動への対応をしつつ、脱炭素へのエネルギーの構造転換を目指すもの（ビジネス・フォーラム岸田総理大臣ビデオメッセージ発言、2022年8月27日）。

※3 UHC（ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ）：すべての人々が基礎的な保健医療サービスを、必要なときに、負担可能な費用で享受できる状態を指す（国際連合広報センターウェブサイト）。

（外務省ウェブサイトを基に当室作成）

T I C A D 8に関して、「グリーン投資」や「スタートアップ支援」といった支援は現在のアフリカ諸国で優先されるべきものなのか、また過去のT I C A Dと比較して中国への対抗意識が強すぎる余りT I C A Dの本来の主旨が忘れられているのではないかと、この指摘が挙げられている⁴⁷。

ム（FOCAC）」において表明された（『日本経済新聞』（2022.8.18））。

⁴⁴ アフリカ連合委員会：アフリカ連合（AU）の事務局として設置された組織。AUを対外的に代表し、政策・法案の提案、決定事項を執行する（外務省ウェブサイト）。

⁴⁵ グリーン投資：気候変動対策の一環として、太陽光・水力発電、省エネルギー事業等に投資すること（外務省『2020年版開発協力白書』99頁）。

⁴⁶ 3つの柱のうち①経済にある「国際ルール・スタンダードを遵守した健全な開発金融」には、「一帯一路」を推し進める中国の「債務のわな」問題を意識しているという見解もある（武居秀典「中国対抗で膨らんだアフリカ支援「4兆円」の意味」東洋経済オンライン（2022.9.7））。

⁴⁷ 同上

政府は我が国の開発協力政策の基本方針を示す「開発協力大綱」について、2015年の策定時からの大きな情勢の変化を踏まえ、時代に即した形で開発協力の在り方をアップデートし、一層効果的・戦略的に実施するため、2023年前半を目途に改定することを表明しているが、我が国のODA支出総額に占めるアフリカ大陸全土地域への支出割合が減少傾向にある中で⁴⁸、今般の改定が、T I C A Dを中心とした我が国のアフリカ支援の取組にどのような影響を与えるのか注視する必要がある。

Ⅱ 第210回国会提出予定条約等の概要

1 日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定を改正する議定書

日米貿易協定の附属書Iに定める米国産牛肉に対する農産品セーフガード措置の適用の条件の修正等について定める。

(参考) 継続法律案等

○ 特定人権侵害行為への対処に関する法律案（松原仁君外5名提出、第208回国会衆法第60号）

諸外国の人権状況が国際社会全体の正当な関心事であること等に鑑み、特定人権侵害行為への対処に関し、各議院等による特定人権侵害行為に係る事案調査のための報告要求等必要な事項について定める。

内容についての問合せ先

外務調査室 近藤首席調査員（内線 68460）

⁴⁸ 我が国二国間ODA実績（支出総額ベース）のうち、アフリカ大陸全土地域の割合は、2016年14.3%から2020年10.5%に減少している（外務省ウェブサイト「政府開発援助（ODA）国別データ集2021」）。